

J R 新井口駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に基づく交通安全
特定事業計画

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 3 条の規程による基本方針及び第 3 6 条の規程に基づき，また，J R 新井口駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に即して，J R 新井口駅周辺地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間 (別添周辺図参照)
 - (1) J R 新井口駅から中小企業会館までについての道路区間
西 5 区草津鈴が峰線 (J R 新井口駅から中小企業会館まで)
 - (2) 商工センター三丁目交差点から西部埋立第五公園までについての道路区間
西 5 区西部流通環状線(商工センター三丁目交差点から西部埋立第五公園まで)
 - (3) J R 新井口駅から草津病院までについての道路区間
西 5 区草津鈴が峰線 (J R 新井口駅から鈴が峰町中央交差点まで)
西 5 区鈴が峰田方線 (鈴が峰町中央交差点から草津病院まで)

- 2 前号の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定区間
 - (1) J R 新井口駅から中小企業会館までについての道路区間
西 5 区草津鈴が峰線 (J R 新井口駅から中小企業会館まで)
 - ・ 実施事業内容 商工センター入口交差点横断歩道信号秒数見直し
商工センター三丁目交差点信号灯器 L E D 化
広島西警察署北交差点横断歩道信号秒数見直し
広島西警察署前交差点横断歩道信号秒数見直し
道路標識等の高輝度化
 - ・ 事業予定期間 平成 2 0 年度
 - (2) 商工センター三丁目交差点から西部埋立第五公園までの道路区間
西 5 区西部流通環状線(商工センター三丁目交差点から西部埋立第五公園まで)
 - ・ 実施事業内容 道路標識等の高輝度化
 - ・ 事業予定期間 平成 2 0 年度
 - (3) J R 新井口駅から草津病院までについての道路区間
西 5 区草津鈴が峰線 (J R 新井口駅から鈴が峰町中央交差点まで)
 - ・ 実施事業内容 鈴が峰町中央交差点信号灯器 L E D 化
道路標識等の高輝度化
 - ・ 事業予定期間 平成 2 0 年度

(4) 上記 1 , (1)(2)(3)の道路

- ・ 実施事業内容 歩道上 , 横断歩道・バス停留所及びその付近等における違法駐車車両の指導取締り , 違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動
- ・ 事業予定期間 随時

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき事項

(1) 高齢者 , 身体障害者 , 地域住民等からの意見の聴取

上記事業の実施に当たっては , 高齢者・身体障害者関連団体の代表者 , 地域住民 , その他道路利用者等の意見聴取に努める。

(2) 関係機関との連携強化

広島市と定期的に事業の検討及び点検を行う。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車車両の取締り , 広報・啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関と連携して , 重点的かつ計画的に実施する。